

佐賀県告示第二百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成二十四年十月五日

佐賀県知事 古 川 康

一 都市計画の種類

鳥栖基山都市計画道路 三・五・百六号 鳥栖駅田代本町線

二 都市計画を定める土地の区域

- (一) 追加する部分 なし
- (二) 削除する部分 鳥栖市本鳥栖町字宇土、字下鳥栖、字折口及び字川原田、松原町字祭礼、田代外町字柳井町、字堤及び字外町、田代大官町字下町、田代上町字上町並びに田代本町字畑田